

平成 30 年度 第 2 回安曇野市情報公開・個人情報保護審査会 会議概要

| | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 審査会名 | 平成 30 年度 第 2 回安曇野市情報公開・個人情報保護審査会 |
| 2 | 日 時 | 平成 31 年 2 月 1 日 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで |
| 3 | 会 場 | 安曇野市役所 3 階 共用会議室 307 |
| 4 | 出席者 | 宮澤会長、保尊委員、岡田委員、神戸委員、森本委員 |
| 5 | 市側出席者 | 議会事務局 細田次長、青木次長補佐 総務部 堀内総務部長、関総務課長、法務コンプライアンス係高橋係長、 小島主査 |
| 6 | 公開・非公開の別 | 非公開（安曇野市個人情報保護条例 25 条） |
| 7 | 会議概要作成年月日 | 平成 31 年 2 月 4 日 |

協 議 事 項 等

第 2 回安曇野市情報公開・個人情報保護審査会

(1) 開会 （関総務課長）

(2) 会長あいさつ（宮澤会長）

- ・情報の多様化が進み、情報の管理が重要となってくる、本日の審査案件は 1 件。
- ・本日は全員の委員の出席により条例 22-2 の規定により会議が成立の報告。

(3) 安曇野市個人情報公開条例第 9 条第 1 項第 6 号による諮問

「議案書及び請願書・陳情書の個人情報の外部提供について」

議会事務局から諮問書の内容について説明（細田次長、青木次長補佐）

- ・諮問書の趣旨は、平成 31 年 3 月定例会より、市長が議会に対して提出する議案書において、従来「安曇野市在住者」と記載していた個人情報について「住所や氏名」を明記する、とされた市長側からの通知を受け、市議会における適正な判断に資するため、正確な事実関係を明らかにするため、市議会においても「住所や氏名」を議案に明記していきたい。
- ・請願書・陳情書についても提出者の「住所や氏名」が記載されることから、議案書と併せてご審査いただきたい。議案書及び請願書・陳情書については、より市民に開かれた議会を実現し、市民サービスの向上を図るため、議場等での配布、ホームページへの掲載を行う。
- ・個人情報への配慮について、プライバシーの侵害など特に配慮が必要な個人情報はマスキング等の措置を講ずる。ただし、同意のある案件や契約、財産取得、指定管理者など公共性が伴う案件、すでに報道等で公になっている場合はマスキングを処理しない。
- ・議案書に含まれる個人情報への対応案として、発言→配慮して発言する。議員用の議案書→すべて公開。議場、委員会において配布する閲覧用議案書→一部非公開、プライバシーの侵害及び特に配慮が必要な個人情報は非公開とする。市議会ホームページに掲載する議案書→閲覧用議案書と同様な対応とする。
- ・請願書・陳情書に含まれる個人情報への対応策は、発言→同意がある案件は住所や氏名を発言、同意がない場合は配慮。議場出席用の写し→同意がある案件は住所氏名を記載、そうでない場合は一部非公開。議場、委員会において配布する写し→同意がある案件は住所氏名を記載、そうでない場合は一部非公開。市議会ホームページに掲載する議案書→現在のとおりの請願書陳情書の件名と請願・陳情事項一覧を作成して記載する。
- ・2 月 20 日開会の議会 3 月定例会から適用したい。
- ・個人情報の取り扱いについては随時、市側へ照会して対応したい。
- ・参考資料 議会における議決案件の説明、議案書における個人情報の記載についてこれまでの事例、他市における個人情報等の取り扱い状況、議案書については基本的に記載、説明やホー

ムページはそれぞれ。

(4) 審議

- ・ 諮問書3ページの(3) 議案書(4) 請願書・陳情書についてこのようにやっていきたいということなので、ご意見を伺いたい。

質問、意見について

- ・ 諮問に至った経過、いきさつについて説明してほしい。

→ (事務局) 今までは「安曇野市在住者」という名前で議案を作成して議事が行われていた。議案書における必要的記載事項を検討したところ、相手方が誰なのかということが議決において本質的事項であるため見直しが必要という結論に至った。そのため、市長部局では個人名を記載した状態で議案書を提出することとした。その際、そのままの形で議場配布やホームページに公開していいのかという論点が出てきた。そのため、議会側の個人情報の取り扱いについての様子をすべきか諮問がなされたものと理解している。

議場には、市長部局、議員、報道、傍聴者などがいる。傍聴者についても同じ議案書を閲覧できるので、個人情報の取り扱いをどうするかということが今回のネックとなる部分である。そこで、参考資料6ページにあるように、要配慮が必要な個人情報の部分だけ墨塗りをしてご覧いただくということになる。

- ・ 諮問書3ページで(4) 請願書陳情書の2段目議場出席者用と3段目の配布用の違いはなんですか。

→ (議会) 2段目議場出席者用は市側と議員、3段目の配布用は傍聴者と報道機関です。

- ・ 専決処分書に氏名を出す必要があるのか、なければ現状どおりでいいのではないか。

→ (事務局) 議会の公開を重視した部分、市民のチェック機能、除斥の関係など市長部局で検討し、議会へ提出することとしたが、出させていただいた個人情報については議会側で適切に考慮していただきたいというお願いはさせていただいた。

- ・ 法令で規定されているのか、されているのであれば議論の余地はない。松本とか県とか長野とか大きいところはどうなっているか。

→ (事務局) 地方自治法での記載事項についての規定はありません、ただし行政実例や審査会の答申等はあるためそれに沿って市長部局でも検討した。

- ・ 請願・陳情では議員も見られないのか、議案書は見られるのに。

→ (議会) 議案書は議員に対してすべてお示しする。

- ・ (4) の同意がある案件とは何の同意か、同意がなければ議員も見られないということか。

→ (議会) 本人の同意ということです。

- ・ 本人が同意してなければ議員も見られないのか。議案と請願・陳情を分けた理由が明確になれば合理性が有ると思いますが。

→ (議会) 請願・陳情は議会に直接提出されるものなので議会で判断する、議案は市長部局から提出されるものという違いがある。

- ・ 議案と請願・陳情の扱いを分ける必要がない気がするが。

→ (議会) 請願・陳情は市民が議会に直接提出するものなので、議会でどうするか判断する。

- ・ 出されたものをそのまま議員が見なければ、審査にならないと思うが。

→ (議会) 住所氏名だけ削って審査していただくというのが、議会事務局の考えです。本人が名前を出したくないという場合はマスキングする。

- ・ 本人が同意しなかったら、だれが出したか全くわからないものを審査しろというのはしんどいですね。

・他市の状況はどうなっているのか。

→（議会）資料5ページで説明。議場配布の請願書・陳情書の欄は記載が多いが扱いはそれぞれ。

・松本市と扱いが違うのか、違う理由は。

→（議会）松本市は請願・陳情のご案内にすべて載せますとしているため。

・なぜ、今回諮問という事態が起きたか。

→（議会）議案につきましては、市長部局からの提案により具体的な方法として今回相談させていただいた、請願・陳情についてもこれから先名前を出さないでほしいという人が出てくるのではないかとこの予測のもとで、今回一緒をお願いしたものです。

・請願・陳情については、これまでの運用でより一層個人情報に配慮するという運用方向を考えているということの今回の諮問か、議案とは方向性が違うということか、一緒に出てきたので方向性が同じだと思った。

・請願・陳情で今まで名前を出さないでくれといった事案はあるか。

→（議会）ありません。

・整理をすると、請願・陳情についてはいままでどおりでいいと思っている、なぜ後ろ向きにしなければいけないのか、後ろ向きにしなければいけない理由があればわかるが。

・議員にも見せないというのはなかなかきびしい。なら見せられるように規則で決めてほしい。個人情報の保護の観点では問題は感じないがロジックのところの問題。

（議会事務局退席）

・議案の方を変えるのはよくわかる、しかし請願・陳情について今までやっていたことを変えるのはおかしい、たとえば利害関係者が請願したら話違うじゃないかとなるので、議員に見せないはありえない、個人情報保護の観点から報道に出さないかとは別の話となってくる。

事務局から内容の整理と考えについて発言

・議案における記載事項については具体的な定めはないが、行政実例がある。

・他の自治体の例、和解について審査会の意見として個人名記載という答申が出ている。

・安曇野市としては、正確な事実関係を明らかにする目的で記載させていただきたい。

・ホームページについては、諮問の内容とは異なるが非公開が良い。

・議員用の議案については、すべて公開とすべきだが議場での外部提供については考慮が必要。

・実質的な意味でのプライバシーの侵害などには配慮が必要で例外的な取り扱いをする。

・例外的な案件については列挙することができないので個別に議会で判断してもらい、例外的な形でマスキングしてもらえばいいと考える。

審議の内容

・個別に判断しなければいけないか。議案はマスキングした状態で議員は判断するのか。

→議員に対してはすべて個人情報は出す、隠すものはない。議場配布用も議会の公開から原則出す、ホームページについてはすべて削除すべきと市長部局としては考える。例外的な事例についても議員用は隠さないが、配布用は隠す、ホームページも当然隠すという扱いでお願いしたい。

個別の案件ひとつひとつというのは難しいため、頂きたい答申としては、原則としては審議のために用いられた議案をそのまま閲覧に供しますが、例外的に個人情報の内容が実質的な意味でのプライバシーの権利を不当に侵害すると判断した場合においては議会の方でマスキングをすべきであると、さらにホームページにおいてはその伝播性の影響の大きさを考えて記載すべきではないと言うような一般的な類型的な答申をいただければ、個々の事案については議会が判断して対応する。

- ・閲覧用の議案と情報公開とは扱いが違う、情報公開になれば条例どおり対応すればいいだけの話ではないか。
- おっしゃるとおり。
- ・検索システムはオリジナルのものを残さなければいけないし、そのシステムを通して市民が見られるものはオリジナルのものだからマスキングはできないがどうするのか。
- 議案について議会側の判断により、個人情報がある場合はマスキングして閲覧に供する、会議録については議員の発言自体で個人名を言わないので、会議録を閲覧しても個人名は出てこない。
- ・議案集の原本をマスキングして出しているという扱いでよろしいか。
- そうです、その議案の原本についても個人情報として配慮しなければいけないものについては、マスキングした上で見せている。
- ・処理の方法で議会事務局が根拠をもってやってもらいたい。開かれた議会で審議していただくためには、氏名を明らかにして処理すべきものである。
- ・3ページの(3)のホームページの扱いについて、総務課で言っている非公開の扱いと少し違っているがなぜか。議場用と同じ対応が書いてある、同じなのか、行政委員だけ番地を削って出るという対応でいいか。
- 市長部局として検討した結果が、ホームページは一切非公開としたことが結果であるので、諮問とは食い違いが出ている。ただ、行政委員の選任等は議会の判断で氏名を出すことは差支えないと考える。
- ・問題は傍聴に来た人、報道はどうするかということ。マスコミに隠すと後で問題にならないか。
- 市長部局としては、人事案件については番地まで出しても差し支えないと考えている、部局が違うのでどうしても考えの違いが生まれる。そこに関して意見をいただき答申を頂ければ議会もその対応になる。
- ・行政委員については今まで消してなかったはず、12/28 付け市長からの文書で和解とか損害賠償に氏名を出すということではないのか、それを今まで出していたものを消すということか。
- ・議会の人たちは後ろ向きではないのか。条例上出さずともいもの以外は出すべき論ではないか。
- ・今日はどこまで決めればいいのか。
- 2/20 から3月議会が始まるため、市長部局として議案に氏名等記載したい希望があるため、それまでに答申をいただけたらありがたい。議会の諮問と内容が違っても答申として審査会の意見をいただきたい。
- ・いくつも個別に事例があるが、どこをどう直し整理してやればいいのか。
- 会議の公開とどうしても守らなければいけない個人情報が今回天秤にかかっているところであるが、それに関して原則としては会議の公開に資するため審議のために用いられたものと同一の議案を議場でも配布すべきであるということが原則。ただし、一概に基準は作れないから、実質的な意味でのプライバシーを侵害する場合に限ってはマスキングの処理をして個人情報を守ったうえで議案を閲覧に供することができる、なお、ホームページの掲載に当たってはというような形で類型的な答申をいただければ、あとは具体的に議会で判断すると考える。
- ・たくさんの事例があってひとつひとつここでは答申は出せない。一般論の答申でいいのか、個別的には諮問があればまた答えるという抽象的なものでよければ何の異論もない。
- ・基本はそのくらいの話しかできないが、諮問されている3ページの(3)については項目ごといいかよくないかで概ねいいが、(4)の請願・陳情で議員に配るのが、本人の同意がないと記載されていないというところが一番気になる。そこについては、原則公開という話ではないか、

それがないと検討できない、そこが問題かなと思う。

→議案の部分と請願・陳情と分けて答申を頂いてもかまわない。

- ・議案書について議場配布用は総務課作成のような原則公開で特に配慮が必要な個人情報、かなり限定したものの中で非公開とするというのが皆さんのご意見なのかなと、そうすれば行政委員の問題も公開という方向に行く、そういう形で皆さんの合意がいただければ意見は出せる。
- ・何に対しての諮問がよくわからない、諮問内容が具体的だったら答えようもある。

→(3)(4)について、こういう対応で臨みたいが如何でしょうかということをお答申としていただきたい。個々の事案ということではなく、先ほど言われた原則公開一部非公開というような概論的総論的な答申を頂ければと考える。

- ・このような答申を頂きたいと言うような事務局案はあるか。

→(4)については見解がまとまらず(3)(4)をセットで考えてしまうと難しくなるので、まずは(3)議案書に含まれる個人情報の対応として答申を頂ければと思う。

- ・議場で配布するものとホームページは同じものか。

→総務課としては個人情報は消すべきと考える。極論を言えば個人名はすべて消すべき。

- ・ホームページはサービスであり同じものを乗せる必要はない、なるべく簡単に見る人がわかりやすくでいい。
- ・今日は(3)に絞って答申していただくということで皆さんよろしいか。

内容で、2項目目は総務課の見解と違いはあるのか、3項目目のホームページは一部非公開よりももっと絞ったほうがいいのか。

- ・総務課作成の一覧表の整理はどのようなものか。

→議員用については一切隠すものはない。議場配布用の議案も要配慮個人情報が記載されていないものは全く同じものを、ホームページは原則として個人情報は隠す、慣例で今まで出していた行政委員とか法令で定められているものは出しても差し支えないとは考える。

- ・今までやってきた個人情報の対応と変わることは何か。

→今まではすべて安曇野市在住者としており、議員用も非公開となっていた。

答申内容の検討

- ・1項目目、議案書の議員用議案書については、公開、このとおりでいいですね。
- ・2項目目、議場委員会において配布する閲覧用議案書についてはこういう表現でよろしいか。
- ・総務課作成資料の中段にある例外、プライバシーの侵害、要配慮個人情報は配慮していただく、後は原則公開でいい。
- ・原則公開は入れた方がいい。
- ・3項目目、市議会ホームページに記載する議案書についてはどうか。
- ・公開として個人情報に配慮すればいい、事務局はどう考えるか。

→事務局としては、ホームページに関してはさらに個人情報の保護を図るべきと考える。

- ・ホームページは情報提供なのでそのやり方、わかりやすく簡潔に作成すればいいだけの話。
- ・議場で配布されるものとは基本的に別に考えてほしい。議場のものが原則公開で、プライバシーの侵害に特に配慮が必要な個人情報は非公開とするのであれば、個人情報に当たるものは全て非公開みたいな、もし載せるとすればそういう形ですし、そもそも概要だけにしてしまうのか検討されたいとしてもいいのではないか。
- ・今のホームページの表現はどのようにしたらいいか。
- ・一つ上の一部非公開とは傾向が異なる。個人情報に当たるものは一切非公開、特に配慮が必要なものとのかの区別はなく一切非公開。ただそれだと行政委員の選任がわからなくなるが公告で

対応できる。

- ・個人情報に該当する情報は非公開でマスキング処理するということになる。
- ・ではどうなるか、一部非公開とか必要か。
- ・個人情報は非公開としマスキング処理をする、だけでいいのでは。
- ・ホームページについては、個人情報は非公開としマスキング処理をするということで、そんな答申でよろしいか。

会長よりまとめの発言

- ・答申にあたり（３）議案書（４）請願書・陳情書について審議をしていただいたが、（４）請願書・陳情書については次の機会に捉えて対応することとした。
- ・（３）議案書に含まれる個人情報への対応について、答申をさせていただくということによろしいか。

１番目、議案書の議員用議案書については、すべて公開、このとおり。

２番目、議場委員会において配布する閲覧用議案書については、原則公開（プライバシーの侵害、特に配慮が必要な個人情報は非公開としマスキング処理をする）。

３番目、市議会ホームページに記載する議案書については、個人情報は非公開としマスキング処理をする。

- ・こういうことで答申をさせていただいてもよろしいか。

委員、了承。

- ・事務局で何か不都合がありますか。

事務局、ありません。

会長より閉会あいさつ

ご協力ありがとうございました、これで閉めたいと思います。

長時間にわたりご意見をいただきましてありがとうございました、以上をもちまして情報公開・個人情報保護審査会を終了します。

事務局より答申書の作成依頼

→答申書の作成につきましては、今回は神戸先生にお願いしたので今回はできれば森本先生にお願いしたい。詳細は事務局よりご連絡させていただきます。